

せい かつ ほ ご

生活保護の しおり

特別なことではないのです。誰だって悩むことがあります。
その不安、聞かせてください。

むさしのしふくしじむしょ むさしのしけんこうふくしぶせいかつふくしか
武藏野市福祉事務所（武藏野市健康福祉部生活福祉課）

〒180-8777 武藏野市緑町2-2-28

電話 0422-60-1254

電話 0422-60-1849

せいかつそうだんかかり
生活相談係

せいかつふくしがかり
生活福祉係

もくじ

せいかつほ ご がいよう 生活保護の概要	1
せいかつほ ご う ようけん 生活保護を受けるための要件	2
せいかつほ ご しゅるい 生活保護の種類	4
せいかつほ ご ひ 生活保護費について	6
せいかつほ ご う ひと ぎむ 生活保護を受けている人の義務	7
せいかつほ ご けってい なが 生活保護決定の流れ	9
いりょうきかん 医療機関にかかるとき	11
ちくたんとういん みんせいいいん 地区担当員（ケースワーカー）と民生委員	13
ほごひ こうざふりかえ 保護費の口座振替	14
せいかつほ ご う ひと けんり げんめんせいど 生活保護を受けている人の権利や減免制度	14

せいかつほ ご がいよう 生活保護の概要

せいかつほ ご 生活保護とは

びょうき こうれい しつぎょう じじょう せいかつ こま
病気、けが、高齢や失業など、さまざまな事情によって生活に困っている
せたい くに けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう せいかつ じりつ じょちょう
世帯に国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、生活の自立を助長
もくてき せいど せいかつほ ご しんせい こくみん けんり
することを目的とした制度です。生活保護の申請は、国民の権利です。

きょじゅうち ほ ご げんそく 居住地保護の原則

せいかつほ ご げんざいす ばしょ きょじゅうち じちたい う
生活保護は、現在住んでいる場所(居住地)の自治体で受けることになります。
じゅうみんとうろく かんけい
※住民登録とは関係ありません。
す かた じちたい そうだん
※住まいがない方については、どこの自治体でも相談できます。

せたいたんい げんそく 世帯単位の原則

せいかつほ ご げんそくせたいたんい ほ ご ひつよう はんだん
生活保護は、原則世帯単位で保護が必要かどうかを判断します。
じゅうみんとうろくじょう べつせたい どういつせいけい どういつせたい はんだん
住民登録上は別世帯であっても、同一生計であれば同一世帯と判断し、
せたい ひとり せいかつほ ご う きほんてき
世帯のうち一人だけ生活保護を受けることは、基本的にできません。

がいこくせき かた 外国籍の方

せいかつほ ご ほ ご たいしよう いってい ざいりゅうしかく
生活保護法による保護の対象とはなりませんが、一定の在留資格があり、
しゅうろううかつどう せいげん う かた なんみんにんてい う かた せいかつほ ご じゅん
就労活動に制限を受けない方、難民認定を受けた方には、生活保護に準じ
きゅうふ う かのうせい
た給付を受けられる可能性があります。

せいかつほ ご う ようけん

生活保護を受けるための要件

のうりょく かつよう

能力の活用

はたら ひと のうりょく おう はたら
働く人は、その能 力に応じて 働いてください。

しさん かつよう

資産の活用

ほゆう みと しさん げんそく しょぶん せいかつひ
保有が認められない資産は原則として処分し、生活費にあててください。
(ふどうさん じどうしゃ ゆうかしょうけん かいやくへんれいきん たがく せいまいほけん こうか ききんぞく きょじゅうよう
(不動産、自動車、有価証券、解約返戻金が多額になる生命保険、高価な貴金属など。なお、居住用の
とち かおく ほゆう みと ぱあい
土地・家屋などについては、保有を認められる場合もあります。)

せいど かつよう

ほかの制度の活用

ほかの法律で受けられる扶助や利用できる制度は、生活保護に優先して受けてください。

けんこうほけん こようほけん ろうどうしゃさいがいほけん じどうしやはいしようせきにんほけん しょ ubiquyうてあて こくみんねんkin こうせい
健康保険、雇用保険、労働者災害保険、自動車賠償責任保険、傷病手当、国民年金、厚生
ねんkin おんきゅう じどうふようてあて じどうてあて しょうがいしやふくしせいど じりつしえんいりょうせいど
年金、恩給、児童扶養手当、児童手当、障害者福祉制度、自立支援医療制度など

* ぼうりょくだんいん せいかつほ ご しんせい たい けっかてき こうひ ぼうりょくだん しきんげん
暴力団員からの生活保護申請に対しては、結果的に公費が暴力団の資金源
しゅうにゅうげん ふめい ほ ご ようひ はんてい りゆう
になることや、収入源が不明なことから保護の要否の判定ができないなどの理由
により、申請を却下するなど、厳正に対応します。

* ひつよう おう かんけいきかん たい ちようさ おこな ひつよう しょるい ていしゅつ もと
必要に応じて関係機関などに対して調査を行ったり、必要な書類の提出を求め
ばあい る場合があります。

ふようしょうかい
～扶養照会について～

おや こ きょうだいしまい しんせき えんじょ ようけん こうりゅう
親、子、兄弟姉妹、親戚などからの援助は要件ではありませんが、交流は
きんせんてき ふよう せいしんてき しえん ほうもん でんわ てがみ きたい
あるか、金銭的な扶養や精神的な支援（訪問、電話、手紙のやりとりなど）が期待
そうだんじ き と じょうきょう ふ ふようしょうかい おこな
できるかなどを相談時に聞き取り、その状況を踏まえ、扶養照会を行うこと
があります。

たと ねんていどおんしんふつう こうりゅう はんだん ばあい とくべつ
例えば 10年程度音信不通などで交流がないと判断できる場合や、特別な
じじょう あき ふよう きたい ばあい じじょう おう しんぞく
事情があり明らかに扶養が期待できない場合など、それぞれの事情に応じて親族

しそうかい みあ そうだん
への照会を見合せますので、ご相談ください。
りゆう せいかつほ ごう
なお、親族が援助をしないことを理由に生活保護を受けられないということはありません。

せいかつほ ご しゅるい
生活保護の種類

1 生活保護には、8つの保護の種類があり、この中で保護の対象となる世帯が最低限度の生活を営むために必要とするものが扶助されます。

1 生活扶助

しょくひ いふく こうねつすいひ
食費や衣服、光熱水費などの
日常生活の費用

2 教育扶助

ぎ むきょういく ひつよう
義務教育にともなって必要な
教材代、給食費など

3 住宅扶助

やちん ちだい かおく ほしゅうひよう
家賃や地代、家屋の補修費用など

4 医療扶助

しんさつ ちりょう やくざい ちりょう
診察、治療、薬剤または治療
材料、入院費等、医療に関する
費用

5 介護扶助

こうれいしゃ たい ざいたくかいご
高齢者などに対する在宅介護、
ふくしようぐ じゅうたくかいしゅう しせつかいご
福祉用具、住宅改修、施設介護
など

6 出産扶助

しゅっさん ひつよう けいひ
出産に必要な経費

7 生業扶助

せいぎょう ひつよう しきん き ぐ ぎのう
生業に必要な資金、器具、技能の
しゅうとうく こうとうがつこうなどしゅうがくひ
習得、高等学校等就学費、
しゅうしょくしたくkin
就職支度金

8 葬祭扶助

そうさい ひつよう けいひ
葬祭に必要な経費

せたい ひつよう ひよう せたい しゅうにゅう ふそく ぶん ふじょ くに
世帯が必要とする費用のうち、世帯の収入では不足する分を扶助します。(国)
きじゅん ひつよう ひよう ぜんがく しきゅう かぎ
基準があるため、必要とする費用の全額が支給されるとは限りません。)

ふじょ きんせん せたい しきゅう いりょうひ ちよくせつびょういんなど しはら
また、扶助は金銭で世帯に支給するものと、医療費など直接病院等に支払うものがあります。

せたい じゅよう にちじょううき せいかつふじょ べつ しんせい いちじふじょひ しきゅう
2 世帯の需要により、日常的な生活扶助とは別に、申請により一時扶助費が支給
ばあい つういんこうつうひ だい あばーと ちんたいしやくけいやくこうしんりょう
できる場合があります。(通院交通費、おむつ代、アパートの賃貸借契約更新料、
しきん れいきん
敷金・礼金など)
いちじふじょひ しきゅう ようけん からら じぜん ちくたんとういん
一時扶助費の支給には要件がありますので、必ず事前に地区担当員
けーすわーかー そうだん
(ケースワーカー)にご相談ください。

ふじよ たず ささ くに おこな ふじょ こうてきふじょ
*扶助とは、助け支えることをいいます。国などが行う扶助を公的扶助といい、
さいていげんど せいかつ ほしょう おこな けいざいてきえんじょ
最低限度の生活を保障するために行う経済的援助です。

せいかつほ ご ひ 生活保護費について

せいかつほ ご たいしよう せたい ひつよう せいかつひ くに さだ きじゅん さんしゅつ
生活保護の対象となる世帯が必要とする生活費を国の定める基準によって算出し
ます。これを最低生活費といいます。ここから、その世帯の収入を除き、不足がある
場合、生活保護の対象となります。

せいかつほ ご たいしよう ばあい 生活保護の対象となる場合

しゅうにゅうさいていせいかつひ したまわ ふそくぶん しきゅう
収入が最低生活費を下回るため、その不足分が支給されます。

さい てい せい かつ ひ
最 低 生 活 費

しゅう にゅう せいかつほ ご ひ
収 入 **生活保護費**

せいかつほ ご たいしよう ばあい 生活保護の対象とならない場合

しゅうにゅうさいていせいかつひ うわまわ せいかつほ ご たいしよう
収入が最低生活費を上回るため、生活保護の対象になりません。

さい てい せい かつ ひ
最 低 生 活 費

しゅう にゅう
収 入

- ① さいていせいかつひ きんがく せたい ひと ねんれい にんずう き
最低生活費の金額は、世帯の人の年齢や人数などによって決まります。
- ② しゅうにゅう きゅうりょうねんきん てあて しおく ざいさんしゅうにゅうよちょきん ほけんきん かりいれきん
収入とは、給料、年金、手当、仕送り、財産収入、預貯金、保険金、借入金、
りんじしゅうにゅう せたいぜんいん しゅうにゅう
臨時収入など、その世帯全員の収入です。
- ③ はたら え しゅうにゅう ひつようけいひ きそこうじょがく のぞ はたら
働いて得た収入からは、必要経費のほか基礎控除額を除きますので、働いてい
ばあい じぶん つか せいかつひ ふ
ない場合よりも自分で使える生活費は増えます。

せいかつほごう ひとぎむ 生活保護を受けている人の義務

ほごう けんり たにん ゆず わた
せいかつほごう
保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。また生活保護を受けてい
ひとこふくせたいいんぜんいんつぎまも
る人は、子どもを含む世帯員全員が次のことを守らなければなりません。

1 生活上の義務

- はたらひとのうりょくおうはたらしゅうにゅうえつと
① 働ける人は能力に応じて働いて収入を得るよう努めてください。
びょうきひといしけんしたがびょうきちりよつと
② 病気の人は医師の意見に従い、病気治療に努めてください。
けんこうほじぞうしんつと
また、健康の保持・増進に努めてください。
ししゅつせつやくせいかついじこうじょうつと
③ 支出の節約をはかり、生活の維持と向上に努めてください。

2 届出の義務

ほごとどこでぎむ
保護はあなたの届出に基づき決めますので、公正な保護を受けるために、次のよ
ばあいとどこで
うな場合には、すぐに届出をしてください。
しゅうにゅうふへ
収入が増えたり減ったりしたとき
きゅうりょうしようねんきんおんきゅうてあてしおくぞうげんりんじゅうにゅう
給料・賞与・年金・恩給・手当・仕送りなどの増減や臨時収入があっ
たとき。

求職活動の状況や就労の状況が変わったりしたとき

きゅうしょくかつどうじょうきょうしゅうろうじょうきょうか
求職活動状況・就職・転職・休職・退職・社会保険加入など

家族や生計の状況に変化があったとき

てんきよてんしゅつてんにゅうにんしんしゅつしょうしほうけっこん
転居・転出・転入、妊娠・出生・死亡・結婚などがあったとき。病院
にゅうたいいんやちんちだいか
に入・退院するとき。家賃・地代などが変わったとき。

* 収入がない方も、年に1回は必ず収入申告書・資産申告書を提出してください。

ちようきかんいえるすちくたんとういんれんらく
* そのほか長期間、家を留守にするときも地区担当員（ケースワーカー）に連絡してください。

3 指導や指示に従う義務

生活福祉課（福祉事務所）では、公正な保護を行つため、必要に応じて指導や指示をすることがあります。指導や指示には従わなければなりません。指導や指示をするのは次のような場合です。

就労ができる状態なのに就労しない、または就労が不十分なとき

- ・傷病などで仕事ができなかつたが、傷病が治つた。
- ・学校を卒業し、就労が可能となつた。
- ・病人や子どもの世話が必要でなくなり、就労が可能になつた。
- ・就労はしているが、能力や同じ種類の仕事をしている人に比べ十分な収入を得ているとは認められない。
- ・内職など収入が少額で不安定だが、健康の回復や、家庭状況の改善で転職が可能になつた。

収入や資産の申告を行わないとき

世帯に変動があったのに届出をしないとき

医師の意見に基づき、通院、入院、転院または退院が必要なとき

施設入所または退所の必要があるときや施設の規則を守らず施設の運営に支障があるとき

生活の維持・向上や健康の維持に努力しないとき

*指導や指示に従わない場合、生活保護の変更、停止または廃止の処分を受けることがあります。

*不正な手段により保護を受けた場合、その期間内に支給した保護費の全部又は一部を徴収します。また、不正の内容が特に悪質な場合は、一定の割合で加算した金額を徴収することがあります。

せいかつ ほ ご けってい なが
生活保護決定の流れ

1

そうだん
相談

せいかつ こま こま ないよう せいかつふくしか ふくしじむしょ
生活に困っているときは、お困りの内容を生活福祉課（福祉事務所）にご
そうだん
相談ください。

2

しんせい
申請

せいかつ ほ ご う ほんにん い し しんせい ひつよう
生活保護を受けるには、本人の意思で申請することが必要です。
なん じじょう ほんにん しんせい ふようぎむしや ちよつけい
なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、扶養義務者（直系の
そふぼ おや こ まご きょうだいしまい た どうきょしんぞく せいかつふくしか
祖父母・親・子・孫、兄弟姉妹）、その他の同居親族から生活福祉課までお
とあ
問い合わせください。

せいかつ ほ ご しんせい ふくしじむしょ しんせいしょりい ていしゅつ
生活保護の申請は福祉事務所へ申請書類を提出します。
せいかつふくしか せいかつ ほ ご かん ぎょうむ こじんばんごう りよう
＊生活福祉課では、生活保護に関する業務でマイナンバー（個人番号）を利用してい
しんせい さい ほんにんかくにん ばんごうおよ みもとかくにん
ます。申請の際には本人確認（番号及び身元確認）をしています。
ひつようしょりい ていしゅつ こんなん ぱあい ふめい てん ぱあい せいかつふくしか と
必要書類の提出が困難な場合、ご不明な点がある場合は生活福祉課までお問
あ
い合わせください。

こんきょほうれい
根拠法令

- ぎょうせいいてづき とくてい こじん しきべつ ほんごう りようなど かん ほうりつだい じょうだい こうべっぴょうだい こう
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1の15の項
- ぎょうせいいてづき とくてい こじん しきべつ ほんごう りようなど かん ほうりつ
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
べっぴょうだい しゅむしょうれい さだ じ わ さだ めいわいだい じょう
別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条
- むきしの しきじんばんごうおよ とくていこじんじゅうほう りよう かん じゅうれいだい じゅうおよ べっぴょう
・武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例第4条及び別表2の1の(6)

3

ちょうさ
調査

せたい たんとう ちく たんとういん じたく びょういん
あなたの世帯の担当になった地区担当員（ケースワーカー）がご自宅、病院
など ほうもん ほご ひつよう じょうたい ちょうさ
等に訪問し保護が必要な状態かどうかを調査します。

具体的には自宅・世帯構成・病気・収入・仕事・扶養義務者の状況等について詳しくお話を伺います。また、あなたの世帯で緊急に解決しなければならないことについてもお話を伺います。

* 提出いただいた同意書に基づいて金融機関等の調査を行います。また原則、扶養義務者に対する調査を行います。

* 必要がある場合、働く能力や療養支援の資料のため主治医に意見を求めることがあります。

4

決定

調査に基づいて、14日以内、調査に時間を要する場合は30日以内に決定し、通知します。

* 生活保護開始後、未申告の資産等が発見された場合、支給された金品（医療機関など、ちょくせつしはらいりょうひなど、ふくへんかん、ちようしゅうたいじょう等に直接支払う医療費等を含む）は、返還や徴収の対象になります。

いりょうきかん

医療機関にかかるとき

びょうき

いりょうきかん びょういんしんりょうじょいいん 病気やけがなどで医療機関(病院・診療所・医院など)にかかるときは、医療券が

ひつよう

いりょうけん

ほけんちりょう

じこふたんぶん

せいかつほごひ

しほら

必要です。医療券により、保険治療の自己負担分が生活保護費より支払われます。

- * 医療機関は、生活保護法で指定されたところに限られます。指定されていない医療機関や、指定医療機関でも医療券を持たずに受診すると全額自費での請求を受けることがあります。

びょういん

病院にかかるときの流れ

びょうき
病気やけがをした

※休日や夜間、急病のとき

ふくしじむしょ びょういん じゅしん
福祉事務所に病院へ受診

れんらく
したいことを連絡する

びょういん まどぐち せいかつほご
病院の窓口で生活保護を

う つた
受けていることを伝える

いりょうきかん まどぐち ふくし
医療機関の窓口で福祉

じむしょ れんらくす
事務所には連絡済みである
つた じゅしん
ことを伝えて受診する

じゅしんご ふくしじむしょ
受診後、福祉事務所に

とど
で
届け出る

ちゅういじこう 注意事項

いりょうけん 医療券について

びょうき 病気 やけがなどで 医療機関(病院・診療所・医院など)にかかるときは、
いりょうけん ひつよう いりょうけん ほけんちりょう じこふたんぶん せいかつほ ごひ
医療券が必要です。 医療券により、保険治療の自己負担分が生活保護費より
しほら 支払われます。

いりょうきかん まえ ほんにん かぞく ひと せいかつふくしか
医療機関にかかる前に、本人または家族の人が、生活福祉課までおいでくだ
しんたい しょうがいこうれい らいしょ たんしんしや きゅうびょう むね
さい。身体の障害や高齢のため来所できない単身者や急病のときは、その旨
れんらく ちりょう しゅうりょう からら ちくたんとういん
をご連絡ください。また治療が終了したときも、必ず地区担当員(ケースワ
ーカー)までご連絡ください。

けんこうほけんしょう 健康保険証について

こくみんけんこうほけん こうきこうれいしやいりょうほけん せいかつほ ご う あいだ はいれ
国民健康保険・後期高齢者医療保険には、生活保護を受けている間は入
ほけんしょう せいかつほ ご しんせいじ ていしゅつ
れません。保険証は生活保護申請時に提出していただきます。

かいしゃなど けんこうほけん かにゅう ばあい つか せいかつほ ご
会社等の健康保険に加入している場合は、そのまま使えますが、生活保護を
う ひと いりょうひじ こふたんぶん いりょうけん しはら いりょうけん も
受けている人の医療費自己負担分は医療券により支払いますので、医療券を持
じゅしん じこふたんぶん せいきゅう う じゅしんじ
たずに受診すると自己負担分の請求を受けることがあります。受診時は、
ほけんしょう いりょうけん りょうほう ていじ
保険証と医療券の両方を提示してください。

ほか いりょうせいど じりつしえんいりょう なんびょういりょう じゅきゅうしやしょう も
他の医療制度(自立支援医療、難病医療など)の受給者証を持っている
ひと いりょうけん いっしょ ていじ

その他

おな びょうき ふくすう びょういん
同じ病気で複数の病院にかかることは、原則としてできません。

いし じえねりっく いやくひん しよう かのう はんだん ぱあい げんそく
医師がジェネリック医薬品の使用が可能と判断した場合は、原則としてジェ
いやくひん ちょうざい
ネリック医薬品が調剤されることになります。
くわ びょういん やつきよく と あ
詳しくは、病院または薬局へお問い合わせください。

こうつうじこ いりょう う ぱあい げんそく いりょうふじょ きゅうふ
交通事故などにより医療を受けた場合は、原則として医療扶助の給付ができ
じこ けいさつ とど ふくしじむしょ せいかつふくしか れんらく
ません。事故にあったらすぐに警察に届け、福祉事務所（生活福祉課）にご連絡
ください。

地区担当員（ケースワーカー）と民生委員

地区担当員（ケースワーカー）

ちくたんとういん そうだんあいて こま かいかつ じりつ
地区担当員は、あなたのよき相談相手となって、困っていることの解決や自立
めざ うえ いつしょ かんが てだす
を目指す上でどうしていけばよいのかを一緒に考え、手助けします。
えんりょ ちくたんとういん そうだん
遠慮なく地区担当員（ケースワーカー）にご相談ください。

民生委員

ちく みんせいいいん
あなたの地区には、民生委員がいます。
みんせいいいん せいかつ しんぱい そうだん う そうだん ほうりつ
民生委員は、生活の心配などの相談を受けています。相談されたことは、法律
たにん あんしん そうだん
で他人にもらしてはならないことになっていますので、安心して、ご相談ください。

ほ ご ひ こ う ざ ふ り か え
保護費の口座振替

ほ ご ひ し き ゆ う ほ う ほ う こ う ざ ふ り か え し き ゆ う び ひ だ
保護費の支給方法を口座振替にすると、支給日からいつでも引き出しができて
べんり うえ ひつよう ぶん ひ だ ふんしつ よ ば う こ う ざ
便利な上、必要な分だけ引き出せますので紛失の予防にもなります。ぜひ口座
ふ り か え り よ う こ う ざ ふ り か え き ぼ う か た つ う ち ょ う よ う い う え ち く た ん と う い ん
振替をご利用ください。

こ う ざ ふ り か え き ぼ う か た つ う ち ょ う よ う い う え ち く た ん と う い ん
口座振替を希望される方は、通帳をご用意の上、地区担当員（ケースワーカー

そ う だ ん
一）にご相談ください。

え り ゆ う ぱ あ い ま ど ぐ ち ば ら ほ う ほ う
や む を 得 ない 理 由 が ある 場 合 は、窓口払いの方法も 有ります。

せい か つ ほ ご う ひと け ん り げ ん め ん せ い ど
生活保護を受けている人の権利や減免制度

- 法律上の正当な理由がない限り、保護費を不利益に変更されることはあります。
- 保護により支給された金品に税金はかかりません。また、差し押さえされることもありません。
- 福祉事務所の保護の決定について、納得がいかないときは、不服申立をすることができます。
- 国民年金保険料・固定資産税・NHK受信料・上下水道使用料(基本料金分)などの減免や都営交通の無料乗車券の交付など利用できるものがあります。
(手続きが必要です)